

2019年2月7日下院に提議

第116回議会
第1セッション

H.RES.109

連邦政府はグリーン・ニューディールを創始する義務があると認識する

下院内

2019年2月7日

オカシオ・コルテス氏(本人、ヘイスティングス氏、トレイブ氏、セラノ氏、キャロリン・マロニー氏(ニューヨーク)、バルガス氏、エスパイラット氏、リンチ氏、ベラスケス氏、ブルメナウアー氏、ブレンダン・F・ボイル氏(ペンシルバニア)、カストロ氏(テキサス)、クラーク氏(ニューヨーク)、ジャヤパル氏、カーナ氏、テッド・リュウ氏(カリフォルニア)、プレスリー氏、ウェルチ氏、エンゲル氏、ネグゼ氏、ナドラー氏、マクガバン氏、ポーカン氏、タカノ氏、ノートン氏、ラスキン氏、コノリー氏、ローウェンタール氏、マツイ氏、トンプソン氏(カリフォルニア)、レヴィン氏(カリフォルニア)、ピングリー氏、クイグリー氏、ハフマン氏、ワトソン・コールマン氏、ガルシア氏(イリノイ)、ヒギンズ氏(ニューヨーク)、ハーランド氏、メン氏、カルバハル氏、シシリン氏、コーエン氏、クラーク氏(マサチューセッツ)、ジュディ・チュー氏(カリフォルニア)、ムカーセル・パウエル氏、モールトン氏、グリハルバ氏、ミークス氏、サブラン氏、カリフォルニアのリー氏、ボナミキ氏、ショーン・パトリック・マロニー氏(ニューヨーク)、シャロフスキー氏、デラウロ氏、レヴィン氏(ミシガン)、マッコラム氏、ドソルニエ氏、コートニー氏、ラーソン氏(コネチカット)、エスコバル氏、シフ氏、キーティング氏、デファシオ氏、エシュー氏、トラハン氏、ゴメス氏、ケネディ氏、ウォーターズ氏)は、下記の決議案を提出する。本決議案は、エネルギー・商業委員会に付託されるほか、科学・宇宙・技術委員会、教育・労働委員会、輸送・インフラ委員会、農業委員会、天然資源委員会、外務委員会、金融委員会、司法委員会、方法・手段委員会、および監視・改革委員会に、議長がのちに決定する期間、いずれの場合も関係委員会の管轄内にある条項の検討のために照会される。

決議 (RESOLUTION)

グリーン・ニューディールを創始する連邦政府の義務を認識する。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による 2018 年 10 月の「1.5°Cの地球温暖化に関する特別報告書」と題する報告書と、2018 年 11 月の第 4 次気候変動評価報告書では、次のように述べられている：

(1) 過去 100 年間に観測された気候変動の支配的な原因は人間活動である；

(2) 気候の変化により、海面が上昇し、山火事や、激しい嵐、干ばつ、その他の異常気象が増加し、人命や、健康なコミュニティ、それに重要なインフラが脅かされている；

(3) 産業革命以前の水準より 2°C以上高い地球温暖化は、以下の問題を引き起こす：

(A) 気候変動の影響を最も受ける地域からの大量移住が起こる；

(B) 2100 年までに米国で失われる 500,000,000,000 ドル以上の年間経済生産高が失われる；

(C) 2050 年までに森林火災によって、2019 年以前の 1 年間に森林火災によって通常焼失した米国西部の森林面積の、少なくとも 2 倍が毎年焼失するようになる；

(D) 地球上の全サンゴ礁の 99%以上が失われる；

(E) 2050 年までに、全世界で 35 億人以上の人々が致命的な熱ストレスにさらされる；

(F) 米国の公共インフラと沿岸部の不動産に、10 億ドルの損害を与える危険性がある；そして

(4) 気候変動による最も深刻な影響を避けるためには、地球の気温を産業革命以前の水準から 1.5 度以下に抑える必要がある。そのために必要なことは以下のとおりである：

(A) 2030 年までに、人為的な温室効果ガスの排出を 2010 年比で 40～60%削減すること;

(B)2050 年までに地球全体の排出量を正味ゼロにすること;

他の理由として、米国は歴史的に不釣り合いな量の温室効果ガス排出を行ってきており、2014 年の世界の温室効果ガス排出量の 20%を排出したほか、高い技術力を有しているため、経済変革による排出削減において、米国は主導的役割を果たす必要がある;

また米国は現在、いくつかの関連する危機を経験している;

(1) きれいな空気や、きれいな水、健康的な食べ物、適切な医療・住宅・交通・教育などの基本的ニーズが、米国人口のかなりの部分にとってアクセスできない状態にあり、平均寿命が低下している;

(2) 40 年にわたる賃金の停滞や、脱工業化、反労働組合政策のトレンドが、以下のような事態を招いた:

(A) 1970 年代以降、労働者の生産性が向上したにもかかわらず、時間当たり賃金は全体的に停滞している;

(B) 大不況前[2007 年以前]において、社会経済的移動性のレベルは、先進国で 3 番目に悪い;

(C) 米国では労働者の所得と交渉力が侵食されている;

(D) 地方・州・連邦レベルにおいて、気候変動に立ち向かう公共部門の労働者のリソースが不十分である; そして、

(3)1920 年代以降で最大の所得格差が発生している、その結果:

(A) 大不況後の経済回復の最初の数年間は、上位 1%の所得者が 91%の利益を得た;

(B) 人種間の富の格差が広がり、平均的な白人家庭と平均的な黒人家庭の間で 20 倍以上の差が生じている;

(C) 女性は(中央値でみて)男性の約 80%の収入しか得ていない;

また、気候変動や環境汚染、環境破壊は、体系的な人種的・地域的・社会的・環境的・経済的不公正(この前文では「体系的な不公正」と呼ぶ)を悪化させて、先住民・有色人種・移民のコミュニティ、脱工業化コミュニティ、過疎化した農村コミュニティ、貧困層や、低所得労働者、女性、高齢者、住居のない人々、障害者、若者(この前文では「最前線の脆弱なコミュニティ」と呼ぶ)に不釣り合いな悪影響を与えている。

また気候変動は、以下のように、米国の国家安全保障に対する直接的な脅威を構成している:

- (1) 世界中の国や地域の経済・環境・社会の安定に悪影響を与えている;
- (2) 脅威の拡大要因として作用している;

しかるに、第二次世界大戦中の連邦政府主導の動員やニューディールは、米国史上最大の中産階級を生み出したが、最前線の脆弱なコミュニティの多くのメンバーは、こうした動員による経済的・社会的恩恵の多くから排除されていた。そして、

下院は、第二次世界大戦とニューディール時代いらいの新たな国家・社会・産業・経済の動員は、以下を実現する歴史的な機会であると認識している:

- (1) 米国内で高賃金の良質な雇用を数百万人創出する;
- (2) 前例のない水準の繁栄と経済的安定を米国のすべての人々に提供する;
- (3) 体系的な不公正に対抗する。したがって今こそ、以下のことを、

決議すべきである。すなわち、下院の見解は以下の通りである:

- (1) グリーン・ニューディールを創始し、以下を達成することは、連邦政府の義務である:
 - (A) すべてのコミュニティと労働者にとって、公平かつ公正な移行を通じて、温室効果ガスの排出をネットゼロにすること;
 - (B) 何百万もの良質で高賃金の雇用を創出し、米国のすべての人々の繁栄と経済的安定を確保すること;
 - (C) 21世紀の課題に持続的に対応するために、米国のインフラと産業に投資すること;

(D) 来るべき全ての世代の米国の全ての人々に、以下のものを保障すること;

- (i) きれいな空気と水;
- (ii) 気候とコミュニティの回復力;
- (iii) 健康的な食品;
- (iv) 自然へのアクセス; そして
- (v) 持続可能な環境を; そして、

(E) 先住民や有色人種、移民コミュニティ、脱工業化コミュニティ、過疎化農村コミュニティ、貧困層、低所得労働者、女性、高齢者、住居のない人々、障害者、若者(本決議では「最前線および脆弱なコミュニティ」と呼ぶ)に対する現在の抑圧を止め、将来の抑圧を防止し、歴史的な抑圧を修復することによって正義と公平を推進すること;

(2) (1)項の(A)から(E)に記載された目標(本決議では「グリーン・ニューディール目標」と呼ぶ)は、以下の目標とプロジェクトを必要とする 10 年間の国家的動員(本決議では「グリーン・ニューディール動員」と呼ぶ)により達成されるべきである。:

(A) 異常気象など、気候変動に関連する災害に対する回復力を高める。これには、資金を増額し、地域社会が決めたプロジェクトや戦略への投資を提供することが含まれる;

(B) 以下の目的での、米国内のインフラの修復と改善:

- (i) 技術的に可能な限り汚染や温室効果ガス排出を除去すること;
- (ii) 清潔な水への普遍的なアクセスを保証すること;
- (iii) 気候の悪影響によってもたらされるリスクを軽減すること;
- (iv) 議会で検討されるインフラ法案が気候変動に対応することを保証すること;

(C) 米国における電力需要の 100%を、クリーンで再生可能なゼロ・エミッションのエネルギー源でまかなう。これには、以下の手段が含まれる:

(i) 再生可能エネルギー電源の飛躍的な拡大と高度化;

(ii) 新たな設備容量の導入;

(D) エネルギー効率の高い、分散型の「スマート」な電力網を構築またはアップグレードし、安価な電力へのアクセスを確保する;

(E) 米国内のすべての既存の建物を改良し、また新たな建物を建設して、最大限のエネルギー効率や、水効率、安全性、値段の安さ、快適性、耐久性を実現する。これには電化も含まれる;

(F) 米国におけるクリーン製造業の大規模な成長を促し、再生可能エネルギー製造業の拡大や既存の製造業や産業への投資など、技術的に可能な限り製造業や産業から汚染や温室効果ガスの排出を取り除く;

(G) 技術的に可能な限り、農業部門から汚染と温室効果ガスの排出を取り除くために、米国内の農家や牧場主と協力すること。これには以下の方法が含まれる:

(i) 家族農業の支援;

(ii) 土壌の健全性を高める持続可能な農法と土地利用法への投資;

(iii) 健康な食品への普遍的なアクセスを確保する、より持続可能な食品システムの構築;

(H) 技術的に可能な限り、輸送部門から汚染と温室効果ガスの排出を取り除くために、以下の分野への投資などにより、米国内の輸送システムを見直す:

(i) ゼロ・エミッション車のインフラと製造;

(ii) 清潔で、安価で、利用しやすい公共交通機関;

(iii) 高速鉄道;

(I) 汚染と気候変動による健康・経済・その他の長期的な悪影響を緩和し、管理すること。これには、コミュニティが決めたプロジェクトや戦略に資金を提供することが含まれる；

(J) 土地の保全や植林など、土壌の炭素貯蔵量を増やす実証済みのローテクな解決策によって、自然の生態系を回復させることにより、大気中の温室効果ガスを除去し、汚染を軽減すること；

(K) 生物多様性を強化し、気候変動への回復力を支える、地域に適した科学的根拠に基づくプロジェクトを通じて、脅威にさらされた脆弱な生態系を回復し保護すること；

(L) 既存の有害廃棄物や廃棄された工場等を浄化し、その跡地での経済発展と持続可能性を確保すること；

(M) その他の排出源や汚染源を特定し、それらを除去するための解決策を作成すること；

(N) 技術や専門知識、製品、資金、サービスの国際交流を促進し、米国を気候変動対策の国際的リーダーとし、他国のグリーンニューディール達成を支援すること；

(3) グリーン・ニューディールは、最前線の脆弱なコミュニティや、労働組合、労働者協同組合、市民社会グループ、学界、企業との、透明かつ包括的な協議や協力、パートナーシップを通じて開発されなければならない。そして、

(4) グリーン・ニューディールの目標と動員を達成するために、グリーン・ニューディールには以下の目標とプロジェクトが必要である：

(A) 人々が適切なオーナーシップや投資収益を受けられるように、グリーン・ニューディールに取り組むコミュニティや組織、連邦・州・地域の政府機関、企業に対して、(コミュニティ助成金や公的銀行、その他の公的融資を含む)適切な資本、専門技術、支援政策、その他の形態の支援を、提供し拡張すること；

(B) 連邦政府が、以下を通じて、排出物の環境的・社会的コストと影響の全貌を考慮するようにすること；

(i) 現行法；

(ii) 新たな政策やプログラム；

(iii) 最前線の脆弱なコミュニティに悪影響を与えないようにすること；

(C) グリーン・ニューディール運動への完全かつ平等な参加を可能にするため、最前線や脆弱なコミュニティに焦点を当て、高等教育を含むリソースやトレーニング、および質の高い教育を、米国のすべての人々に提供すること；

(D) クリーンで再生可能な新しいエネルギー技術や産業の研究開発に公共投資を行うこと；

(E) 温室効果ガス集約型産業からの転換に困難をかかえる最前線の脆弱なコミュニティや、脱工業化コミュニティにおいて、質の高い雇用の創出と経済的・社会的・環境的利益を優先しつつ、経済開発の促進と、地域経済における産業と事業の深化と多様化、そして富とコミュニティのオーナーシップの確立のために、投資を行う；

(F) グリーン・ニューディールの動員を計画・実施・管理するために、最前線の脆弱なコミュニティや労働者を包摂し、彼らがみずから主導するような、民主的・参加型プロセスの利用を確保する；

(G) グリーン・ニューディールへの動員が、一般的な賃金を支払い、地元の労働者を雇い、訓練と昇進の機会を提供し、移行によって影響を受ける労働者の賃金と福利厚生を平等を保証する、質の高い組合雇用を創出することを確実なものにする；

(H) 家族を維持できる賃金の仕事や、十分な家族・医療休暇、有給休暇、退職金制度を、米国のすべての国民に保証する；

(I) 強制や脅迫、嫌がらせを受けずに組織化や組合結成、団体交渉を行うための、すべての労働者の権利を強化・保護する；

(J) すべての雇い手や産業、部門に対して、労働と、職場の安全衛生、差別撤廃、賃金・労働時間に関する基準を強化し、これを実施すること；

(K) 強力な労働・環境保護を伴う貿易ルールや調達基準、国境調整を、以下の目的のために制定し、実施すること；

(i) 雇用と公害の海外移転を阻止する；

(ii) 米国の国内製造業を発展させる；

(L) 公有地や水域、海洋が保護され、土地収用権が乱用されないようにすること；

(M) 先住民とその伝統的領地に影響を与える全ての決定について、先住民の自由意志に基づく、事前の、十分な情報に基づいた同意を得て、先住民との全ての条約と合意を尊重し、先住民の主権と土地権を保護し、執行すること；

(N) あらゆる事業者が不公正な競争や国内外での独占的な支配から解放されるような、商業環境を確保すること；

(O) 米国のすべての国民に、以下のものを提供すること；

(i) 質の高い医療；

(ii) 手頃な価格で、安全かつ適切な住宅；

(iii) 経済的な安全性；そして、

(iv) きれいな水、きれいな空気、健康的で安価な食べ物、および自然へのアクセス。